

最終報告までに検討を要する課題についての意見

平成 23 年 6 月 20 日

藤川 大祐

■無線 LAN 関係

○現状

ICT 技術の発展に伴い、近年、多様な機能を持ついわゆるスマートフォン¹の普及が進んでいる。スマートフォンの持つ重要な機能のひとつに、携帯電話回線以外の回線、特に無線 LAN を通じてインターネット網にアクセスする機能があるが、無線 LAN を通じたインターネットへのアクセスについてフィルタリングが利用できないケースが存在する。

現状、無線 LAN を通じたインターネットへのアクセスについては、フィルタリングを利用できる場合と利用できない場合が混在している。また、無線 LAN を通じたインターネット網へのアクセスを不可能にする機能については、多くのスマートフォンが備えているものの、そのほぼ全てが設定の変更にパスワード等で制限をかけることが出来ない状態にある。

○法律の適用関係

携帯電話端末から無線 LAN を通じてインターネットに接続する場合についてのフィルタリング提供義務にかかる法の適用状況は以下のとおりである。まず、青少年インターネット環境整備法（以下、「法」という。）第 17 条第 1 項（携帯電話インターネット接続役務提供事業者に係る義務）については、条文解説（平成 21 年 3 月内閣府、総務省、経済産業省）によれば、「いわゆるスマートフォンのような高機能携帯電話端末等において、公衆無線 LAN を用いたインターネット接続を利用することも想定されるが、公衆無線 LAN は、携帯電話端末等以外にも利用されるものであるため、（携帯電話インターネット接続役務には）該当しない。」（条文解説 10 ページ）とされており、少なくとも公衆無線 LAN を通じたインターネット接続について同条同項は適用されないと解されている。

また、法第 19 条（インターネット接続機器製造事業者）は、フィルタリング提供義務を負う者を「インターネットと接続する機能を有する機器であって、青少年により使用されるもの（携帯電話端末及び PHS 端末除く。）を製造する事業者」と規定しており、携帯電話端末等の製造事業者を義務対象から明示的に除外している。ただし一方で無線 LAN 機能

¹ スマートフォンと従来の携帯電話端末の境界は曖昧でありスマートフォンを厳密に定義することは困難であるが、一般的に、スマートフォンは従来の携帯電話端末と比較して、アプリケーションを追加する等の事後的なカスタマイズが可能であり、より利用の自由度が高い。

を有する携帯電話端末については、携帯電話インターネット接続役務契約を解除した後でも無線 LAN によるインターネット機器として使用可能であること等の事情から、その製造事業者は法第 19 条の義務対象に含まれるとの有力な見解も存在する。

携帯電話端末から無線 LAN（正確には公衆無線 LAN）を通じてインターネットに接続する場合について、法第 18 条に規定するインターネット接続役務提供事業者はフィルタリング提供義務の対象となる。

なお、無線 LAN 接続部分のみを分けて考えれば、携帯電話端末以外の無線 LAN が利用可能な機器が法第 18 条と法第 19 条の両方が関与するのに対して、携帯電話端末については法第 18 条のみが確実に適用される点については、他の無線 LAN が利用可能な機器との違いから、適切かどうか今後検討すべきであろう。

○中間報告での整理

中間報告では、スマートフォン等の携帯電話端末等で、無線 LAN を利用してインターネットに接続する場合について、関係事業者（インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続可能機器製造事業者）に、フィルタリングの利用を条件として役務提供する義務を求めるかどうかの検討がまとめられ、現時点では無線 LAN の青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、フィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めるまでは要しないと結論づけられた。³ただし、今後の無線 LAN の普及を見越して、現時点から実効性ある対策を検討する必要があるとされたところである。

○検討

先の中間報告では、フィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めるまでは要しないと結論づけられた。

しかしながら、一般の保護者や利用者に対して、そもそも無線 LAN に接続可能な携帯電話端末が存在することや、無線 LAN を通じて接続した際にフィルタリングがかからない場合が存在すること等の周知は必ずしも進んでいない。普及度合いが高くないとはいえ、意図せざるフィルタリング無しでの接続が生じることを考えれば、少なくとも携帯電話事業者及び販売代理店には、無線 LAN 接続に係る説明を携帯電話端末販売時に行うことが求められる。

また、今後スマートフォンの急速な普及が見込まれることを考えれば、無線 LAN を利用したインターネット接続にフィルタリングがかからない現在の状況は望ましいとはいえ、携帯電話端末製造事業者は、必要に応じフィルタリングソフトウェア開発事業者等の関係事業者と協力し、フィルタリング等の閲覧制限機能を携帯電話端末に搭載可能とする等し

³ ただし、「今後、本研究会において定期的に普及度合いを検証し、相当程度の割合に達した場合は、関係事業者に利用を条件とした提供を求める必要がある」、とも結論づけられている。

て容易に利用できる措置を講じることについて検討を開始することが望ましい。

なお、インターネット接続役務提供事業者は、法第 18 条に基づき、利用者から求められたときはフィルタリングを提供しなければならない。もっとも、条文解説によれば、「『提供』とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することを含む」（条文解説 23 ページ）とされており、例えばホームページ内において、利用者が容易に認識可能な形で、一般的に利用可能なフィルタリングを紹介することで本条の義務を履行したと解されている。また、契約者数が 5 万を超えない場合については、影響が軽微な場合として本条の義務対象から外れる。（『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第 2 条』）

○当面具体的に求められる事項

①インターネット接続役務提供事業者

インターネット接続役務提供事業者は、法第 18 条に基づき、少なくともホームページ内において、利用者が容易に認識可能な形で、一般的に利用可能なフィルタリングを紹介する等して、利用者から求められたときはフィルタリングを提供しなければならない。

②携帯電話事業者及び販売代理店並びに携帯電話端末販売事業者

(i)無線 LAN 接続機能の有無、(ii)無線 LAN 接続時におけるフィルタリングの利用の可否（利用できる場合はその方法）⁴、(iii)無線 LAN 機能の制限の可否（制限できる場合はその方法）について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者に説明することが求められる。

③携帯電話端末製造事業者

必要に応じフィルタリングソフトウェア開発事業者等の関係事業者と協力し、無線 LAN 接続時においても、フィルタリング等の閲覧制限機能やパスワードで設定変更を制御することのできる無線 LAN 機能を制限する機能を、携帯電話端末に搭載可能とするなどして容易に利用できる措置を講じることについて検討を開始することが望ましい。

■アプリケーションソフト関係

○問題の所在と現状

スマートフォンでは、ウェブブラウザによるウェブサイトの閲覧に加え、利用者がアプリケーションソフトを用いて、専ら特定の目的のために構成された情報を閲覧する形態が一般的となっている。ウェブブラウザを通じたウェブサイトの閲覧については、フィルタ

⁴ (ii)の説明は、法第 17 条に基づき提供されるフィルタリングが、無線 LAN 接続時に利用できるか否かを説明すれば足りる。

リングを設定することができるが、アプリケーションソフトを通じた情報の閲覧については閲覧制限機能を利用できない場合があり、青少年有害情報へのアクセスが可能になっているのではないかとの指摘があり、対応が必要である。

アプリケーションソフトを通じたインターネット接続については、閲覧制限機能がいくつか考えられるが、大きく、アプリケーションソフトにレーティングやカテゴリ分けが行われ、この情報が利用者に提供され、これに基づいて利用可能な範囲が設定されたり利用者が設定することが可能になったりする場合⁶と、レーティング等の情報がなく利用者が独自の判断で利用可能な範囲を設定する場合に大別できる。

なお、レーティングやカテゴリ分けは、ソフト開発者自身が行っている場合（いわゆる「セルフレーティング」）と、ソフト開発者以外の第三者が行っている場合（「サードパーティレーティング」）に大別できる。現状、サードパーティレーティングではアプリケーションソフトを提供するサイトを運営するプラットフォーム事業者⁷が行っている場合が多く、セルフレーティングの場合であっても、プラットフォーム事業者が補正している場合が多く、レーティングやカテゴリ分けにはプラットフォーム事業者が一定の関与を行っている場合が多い。

○検討

スマートフォンにおいては、その急速な普及と、アプリケーションソフトを通じたインターネット接続が一般的な利用形態になっていることを考えれば、携帯電話事業者及び携帯電話端末製造事業者は、関係事業者と連携し、アプリケーションソフトに係る閲覧制限機能⁸を利用者及び保護者が容易に利用可能な状態にすることが求められる。

また、閲覧制限機能の存在の有無について、一般の保護者や利用者に対する周知は必ずしも進んでいないことから、携帯電話事業者及び販売代理店には、販売時に閲覧制限機能の利用の可否等について保護者及び利用者の説明することが求められる。

また、閲覧制限機能に、レーティングやカテゴリ分けがなされていない場合については、保護者及び利用者自身が利用制限対象アプリケーションソフトを選択することになるが、判断の参考となる情報無しでは、保護者及び利用者が適切に判断することは一般に困難であろう。よって、携帯電話事業者又は携帯電話端末製造事業者は、レーティングやカテゴ

⁶ 例えば、iOS シリーズの OS が組み込まれた携帯電話端末については、サードパーティによりレーティングが行われ、iOS の機能により、当該レーティングと対応した閲覧制限を行うことができる。また、Android シリーズの OS が組み込まれた携帯電話端末については、開発者によりレーティングが行われている。

⁷ 例えば、App Store を提供する Apple 社や、Android Market を提供する Google 社がプラットフォーム事業者にあたる。

⁸ 閲覧制限機能の一形態として、全てのアプリケーションソフトを利用不可能にする機能が考え得るが、アプリケーションソフトの利用がスマートフォンの特性であることを考えると、利用者及び保護者にほとんど利用されず、実効性の観点から適当ではなく、予め利用者が利用可能なアプリケーションの範囲を設定する機能が求められる。

り分け等の保護者及び利用者の判断に資する情報を提供し、これに応じた閲覧制限を行うことが求められる。なお、閲覧制限には、①一定の基準を満たしたアプリケーションソフトのみに閲覧を制限するホワイトリスト方式と、②特定のカテゴリに属するアプリケーションソフトの閲覧を制限するブラックリスト方式があるが、それぞれの方式のメリットとデメリットを勘案し、技術的な観点も含めて、適切な対応をとることが求められる。⁹

アプリケーションソフトにレーティングやカテゴリ分けが既になされている場合については、開発者によってレーティング（セルフレーティング）が行われる場合には実効性の確保が、開発者以外の第三者によってレーティング（サードパーティレーティング）が行われる場合には中立性の確保が、それぞれ課題になるとの指摘がある。この場合、携帯電話事業者、携帯電話端末製造事業者又はプラットフォーム事業者は、例えば中立公正な第三者機関の関与、レーティングに補正を行う仕組みを提供することが望ましい。

○当面具体的に求められる事項

①機能の提供

携帯電話事業者及び携帯電話端末製造事業者は、閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められる。「利用を容易にする措置」とは、通常の保護者及び利用者であれば容易に利用することができる状態にすることを指しており、端末販売時に機能が動作している状態（いわゆるデフォルトオン）であることまでは要しない。ただし、利用を容易にする措置とすべきかデフォルトオンとすべきかについては、青少年によるアプリケーションソフトの利用状況によって変わりうるものであり、不断に見直しが行われることが必要である。なお、ブラックリスト方式とホワイトリスト方式のいずれを採用するかについては、それぞれの方式のメリットとデメリットを勘案し、技術的な観点も含めて、適切な対応をとることが求められる。

②閲覧制限機能の説明

携帯電話事業者及び販売代理店は、閲覧制限機能の利用の可否及び利用できる場合はその方法について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者説明することが求められる。

③保護者及び利用者の判断に資する情報の提供

携帯電話事業者又は携帯電話端末製造事業者は、保護者及び利用者の判断に資するレーティングやカテゴリ等の情報を提供し、これに応じた閲覧制限を行うことが求められる。

前述のとおり、開発者によってレーティング（セルフレーティング）が行われる場合には実効性の確保が、開発者以外の第三者によってレーティング（サードパーティレーティング）が行われる場合には中立性の確保が、それぞれ課題になる。この場合、携帯電話事

⁹「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会・中間取りまとめ」（平成20年4月公表。）

業者、携帯電話端末製造事業者又はプラットフォーム事業者は、例えば中立公正な第三者機関の関与等、レイティングに補正を行う仕組みを提供することが望ましい。

■CGM サービス関係

○現状

中間報告では、CGM サービスの利用に関係した事件の増加傾向と、これに対応した関係者の取組が指摘されていたが、中間報告後に公表された警察庁の統計によれば検挙件数は引き続き増加傾向を示している。なお、一部事業者の取組が遅れているとの指摘もあり、件数の増加については個別の事業者毎に分析する必要があるだろう。さらに、事件発生から検挙までに相当程度のタイムラグがあり、直近の取組が検挙件数に反映されるまでにはある程度の時間を要するものと考えられ、それを考慮に入れて、本件調査結果は分析されるべきであり、これまでの関係者による取組は評価されるべきである。

○関係者による対策

中間報告後においても、引き続き関係者による対策が行われている。

① 行政

関係各省庁によるこれまでの取組を概観し、緊急かつ実効性ある対策を進めるために、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」（平成 23 年 2 月 14 日犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）が取りまとめられている。同緊急対策は、「青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及」、「民間事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入の支援」及び「民間事業者による自主的なミニメール内容確認の支援」を柱とするものである。

② 民間団体（安心ネットづくり促進協議会）

安心ネットづくり促進協議会では、青少年のコミュニティサイト利用実態や青少年のコミュニティサイト利用にまつわる新たな課題などを明確にした「2010 年度コミュニティサイト検証作業部会最終報告書」（平成 23 年 4 月 28 日公表）を取りまとめ、公表している。

③ CGM 運営事業者

CGM 運営事業者自身も、引き続き、悪意ある大人による出会いの誘引に悪用され得る特定の機能の制限と、ミニメールやプロフィール、日記、掲示板等の内容確認を中心として、青少年利用者に配慮したサイト運営に取り組んでいる。

特に、機能制限による福祉犯被害の防止の実効性を高める観点からの、携帯電話事業者が保有する利用者の情報を利用した年齢認証の確実化については、平成 23 年 1 月以降、順次、大手 CGM 運営事業者によって導入が進められており、早期の実現とその効果が待たれる。また、CGM 運営事業者は、ミニメールの内容確認について実効性の観点から体制の整

備や手法の改良等、随時改善を行っており、効果が期待されている。

○今後関係者に求められる事項

中間報告でも触れられているとおり、CGMサービスは、青少年の自由な表現活動の場やコミュニケーション手段を提供するものであって、表現活動等の体験を通じて青少年の健全な育成にも寄与し得ると積極的に評価できる側面を有している。こういったプラスの面を伸ばしていくためにも、関係者によって絶え間なく対策が検討され、実施される必要がある。今後の関係者による対策の検討にあたっては、①事例の詳細かつ冷静な分析、②関係者の協働、の2点が特に重要である。

① 事例の詳細かつ冷静な分析

青少年が被害者となる福祉事犯というセンシティブな事象に関わる分析のため、ともすれば一面的な分析に流れがちな点が指摘されているが、CGMサービスの利用に関係する福祉事犯被害に係る実効性ある対策の検討にあたっては、事例の詳細かつ冷静な分析が必要である。具体的には、事件に至るプロセスについて、被害者側と加害者側の双方から分析を行い、プロセスのどの時点でどのような対策が有効であるかを検討する必要があるだろう。例えば、上記の安心ネットづくり促進協議会では、青少年に対する調査（青少年が利用するコミュニティサイトに関する実態調査。平成23年3月公表。）を行い、警察庁発表の統計資料や、事業者からのヒアリングと組み合わせて、青少年が犯罪に巻き込まれる構図を分析しており、実効性ある対策の検討に資するものと評価できる。

② 関係者の協働

CGMサービスについては、利用者、利用者の保護者、CGM運営事業者、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、第三者機関、監視事業者、民間団体、国、地方自治体といった多様な関係者が関わっており、その関係者が情報を持ち寄ることによって、実効性ある対策が検討され得るし、それぞれの役割を果たすことによって、実効性ある対策が実施され得る。こういった関係者の協働を促す場としては、前述の安心ネットづくり促進協議会があるが、引き続きこういった場を活用していくことが重要である。

以上